

令和 8 年度

事業主の皆様へ

男性育休が当たり前な社会へ!



従業員とその家族の
満足度向上

優秀な人材の
定着

企業イメージの
向上

岡山県 男性育児休業 取得促進奨励金

申請受付開始
7月1日(水)

☑雇用する従業員数にかかわらず申請できます!!

1事業主当たり
100万円 / 年度

対象となる男性従業員の育休復帰期間

2026年1月31日～2027年1月1日

対象となる取組	奨励金の額 (育児休業取得者1名当たり)	アドバンス企業等*の 特別加算に該当する場合
通算14日以上、1か月未満の 男性従業員の育児休業取得	10万円	15万円
通算1か月以上の男性従業員 の育児休業取得	20万円	30万円
同僚応援手当等加算	上限10万円	上限15万円

申請期限

復帰の翌日から
4か月以内
又は1月29日の
いずれか早い方

*アドバンス企業等：おかやま子育て応援宣言企業「アドバンス企業」、
「くるみん認定企業」、「プラチナくるみん認定企業」、「えるぼし認定企業」、「プラチナえるぼし認定企業」

〈主な支給要件〉

- (1) 県内に本社又は事業所を有すること
 - (2) 岡山県男性育児休業取得等促進事業(経営層向けセミナー)令和8年度開催分を受講済であること
 - (3) おかやま子育て応援宣言企業に登録していること
 - (4) 就業規則等に育児休業制度に関する規定を設けていること
 - (5) 育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する措置を2つ以上実施していること など
- <詳細については、申請要領をご覧ください。>

実施主体



岡山県

岡山県人権・男女共同参画課
“男性育休が当たり前な社会へ”男性育児休業取得等促進事業
※本事業は岡山県の委託を受け、実施するものです。

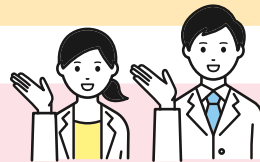
受託事業者

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局
(岡山県中小企業団体中央会)

令和 8 年度申請における留意事項

- (1) 申請を行うためには、**令和 8 年度セミナーの受講が必要です。**
※令和6・7年度のセミナー受講では要件を満たしません。
- (2) 申請期限は、原則として復帰の翌日（又は申請受付開始の日）から4か月間ですが、**2026年1月31日～同年2月27日の間に復帰した対象従業員の申請は、7月31日が期限**です。
- (3) 令和6・7年度の申請有無に関わらず、申請が可能です。
- (4) 過去に申請済の従業員が同一の子に対する育児休業を追加で取得した場合は、対象となりません。

申請の流れ



Step1 申請前

申請までに以下の手続き等を済ませていることが必要です。あらかじめご対応をお願いします。

●令和8年度セミナーの受講

【注意】令和6・7年度の受講では、要件を満たしません。

セミナーの参加申込はこちら



●おかやま子育て応援宣言企業の登録

宣言に「**育児休業を取得しやすい環境整備に向けた具体的な取組を行う**」

旨を含んでいることが必要です。

おかやま子育て応援宣言企業の登録はこちら



●育児・介護休業法第22条第1項に規定する雇用環境整備に関する次のア～エの措置の2つ以上の実施

ア 雇用する労働者に対する育児休業に係る研修の実施

イ 育児休業に関する相談体制の整備

ウ 雇用する労働者に育児休業の取得に関する事例の収集及び当該事例の提供

エ 雇用する労働者に対する育児休業に関する制度及び育児休業の取得の促進に関する方針の周知

Step2 育児休業中

通算1か月以上の育児休業期間中に以下のいずれかの取組を実施した場合は奨励金を加算します。

●育休取得期間の業務を代替する他の従業員に対価として手当を支給した場合

●育休取得期間の代替要員を新たに雇用した場合

Step3 育児休業から復帰後

- 専用ホームページで制度の詳細を確認の上、必要な添付資料を揃え、申請期限までに電子申請してください。電子申請の手続きについては、電子申請マニュアルで確認してください。

申請方法

「岡山県男性育児休業取得促進奨励金」ホームページから申請してください

(※電子申請のみ受付)

申請受付期間：令和8年7月1日(水)9時～令和9年1月29日(金)17時

制度の詳細はこちら



お問い合わせ先

岡山県男性育児休業取得促進奨励金事務局
(岡山県中小企業団体中央会)

〒700-0817 岡山市北区弓之町4番19-202号
TEL 086-224-2245 FAX 086-232-4145
E-mail : kosodate@okachu.or.jp